

(別 紙)

○「介護サービス情報の公表」制度の施行について（平成 18 年 3 月 31 日老発第 0331007 号厚生労働省老健局振興課長通知）

改 正 後	現 行
<p>別紙</p> <p>I 「介護サービス情報の公表」制度の趣旨</p> <p>介護保険制度は、介護サービスを利用しようとする者（以下「利用者」という。）が自ら介護サービス事業者（介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 115 条の 3.5 第 1 項に規定する「介護サービス事業者」をいう。以下「事業者」という。）を選択し、利用者と事業者とが契約し、サービスを利用又は提供する制度である。</p> <p>しかしながら、利用者は要介護者等であり、利用しようとする介護サービスの情報の入手において、事業者と実質的に対等な関係を構築することが困難な場合がある。利用者が適切なサービスを利用できない場合、その心身の機能が低下するおそれなどが考えられることから、利用者に対して、事業者に関する情報を適切に提供する環境整備が望まれる。</p> <p>また、事業者においては、自らが提供する介護サービスの内容や運営状況等に関して、利用者による適切な評価が行われ、より良い事業者が適切に選択されることが望まれることから、各事業者の情報を公平に提供する環境整備が望まれる。</p> <p>介護保険制度は、このように、利用者本位による利用者のニーズにあったより適切な事業者選択を通じたサービスの質の向上が図られることを基本理念とする制度である。</p> <p>「介護サービス情報の公表」制度は、このような、利用者の権利擁護、サービスの質の向上等に資する情報提供の環境整備を図るため、法第 115 条の 3.5 第 1 項の規定に基づいて、事業者に対し、「介護サービス情報」（介護サービスの内容及び運営状況に関する情報であって、介護サービスを利用し、又は利用しようとする要介護者等が適切かつ円滑に当該介護サービスを利用する機会を確保するために公表されることが必要なも</p>	<p>別紙</p> <p>I 「介護サービス情報の公表」制度の趣旨</p> <p>介護保険制度は、介護サービスを利用しようとする者（以下「利用者」という。）が自ら介護サービス事業者（介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 115 条の 2.9 第 1 項に規定する「介護サービス事業者」をいう。以下「事業者」という。）を選択し、利用者と事業者とが契約し、サービスを利用又は提供する制度である。</p> <p>しかしながら、利用者は要介護者等であり、利用しようとする介護サービスの情報の入手において、事業者と実質的に対等な関係を構築することが困難な場合がある。利用者が適切なサービスを利用できない場合、その心身の機能が低下するおそれなどが考えられることから、利用者に対して、事業者に関する情報を適切に提供する環境整備が望まれる。</p> <p>また、事業者においては、自らが提供する介護サービスの内容や運営状況等に関して、利用者による適切な評価が行われ、より良い事業者が適切に選択されることが望まれることから、各事業者の情報を公平に提供する環境整備が望まれる。</p> <p>介護保険制度は、このように、利用者本位による利用者のニーズにあったより適切な事業者選択を通じたサービスの質の向上が図られることを基本理念とする制度である。</p> <p>「介護サービス情報の公表」制度は、このような、利用者の権利擁護、サービスの質の向上等に資する情報提供の環境整備を図るため、法第 115 条の 2.9 第 1 項の規定に基づいて、事業者に対し、「介護サービス情報」（介護サービスの内容及び運営状況に関する情報であって、介護サービスを利用し、又は利用しようとする要介護者等が適切かつ円滑に当該介護サービスを利用する機会を確保するために公表されることが必要なも</p>

改正後	現行
<p>の)の公表を義務付けるものである。</p> <p>II 実施体制の整備</p> <p>「介護サービス情報の公表」制度は、法に基づく都道府県の自治事務であり、都道府県知事は、都道府県内の本制度の対象となる事業者（以下、「公表対象事業者」という。）が報告する介護サービス情報の受理、調査、情報の公表等の事務を適確に行う体制を整備する必要がある。</p> <p>当該事務は、都道府県知事が自ら行うほか、当該事務の効率的かつ円滑な実施に資するため、都道府県知事が法第115条の36第1項の規定に基づく指定調査機関及び法第115条の42第1項の規定に基づく指定情報公表センター（以下「指定調査機関等」という。）を指定して行うことができることとされている。都道府県知事が、当該指定調査機関等の指定を行うに当たっては、法令の規定に基づくとともに、次の点に留意して適切に実施されたい。</p> <p>また、指定調査機関が行う公表対象事業所の調査の実施に当たっては、法第115条の37の規定に基づく要件を備える者のうちから選任して実施する必要があるので、法令の規定に基づくとともに、次の点に留意して適切に実施されたい。</p> <p>1 指定情報公表センター</p> <p>(1) 基本的考え方</p> <p>都道府県知事が行う指定情報公表センターの指定については、情報公表事務（法第115条の42第1項に規定する情報公表事務をいう。以下同じ。）が、各都道府県において一元的に行われる必要があることを踏まえると、各都道府県に1か所を指定することが適当と考えられる。</p> <p>また、指定情報公表センターが行う情報公表事務は、都道府県知事の自治事務について、都道府県知事の指定を受</p>	<p>の)の公表を義務付けるものである。</p> <p>II 実施体制の整備</p> <p>「介護サービス情報の公表」制度は、法に基づく都道府県の自治事務であり、都道府県知事は、都道府県内の本制度の対象となる事業者（以下、「公表対象事業者」という。）が報告する介護サービス情報の受理、調査、情報の公表等の事務を適確に行う体制を整備する必要がある。</p> <p>当該事務は、都道府県知事が自ら行うほか、当該事務の効率的かつ円滑な実施に資するため、都道府県知事が法第115条の30第1項の規定に基づく指定調査機関及び法第115条の36第1項の規定に基づく指定情報公表センター（以下「指定調査機関等」という。）を指定して行うことができることとされている。都道府県知事が、当該指定調査機関等の指定を行うに当たっては、法令の規定に基づくとともに、次の点に留意して適切に実施されたい。</p> <p>また、指定調査機関が行う公表対象事業所の調査の実施に当たっては、法第115条の31の規定に基づく要件を備える者のうちから選任して実施する必要があるので、法令の規定に基づくとともに、次の点に留意して適切に実施されたい。</p> <p>1 指定情報公表センター</p> <p>(1) 基本的考え方</p> <p>都道府県知事が行う指定情報公表センターの指定については、情報公表事務（法第115条の36第1項に規定する情報公表事務をいう。以下同じ。）が、各都道府県において一元的に行われる必要があることを踏まえると、各都道府県に1か所を指定することが適当と考えられる。</p> <p>また、指定情報公表センターが行う情報公表事務は、都道府県知事の自治事務について、都道府県知事の指定を受</p>

改正後	現行
<p>けて行うものであること、また、法第115条の42第3項の規定に基づき準用する法第115条の36第3項の規定に基づく情報公表事務手数料を納めさせ、その収入とすることができること等を踏まえ、当該事務の実施に当たっては、公正かつ適確な情報公表事務の実施等に留意するとともに、特に、特定の事業者に偏ることのない中立・公正な情報公表事務が実施される必要がある。</p> <p>(2) 指定を受ける法人の中立性・公平性の確保 指定情報公表センターの指定を受けようとする法人の審査に当たっては、政令第37条の11の規定に基づき準用する介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第37条の3第3号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の50第2項の規定を踏まえ、法人の役員、法人の種類に応じた構成員又は職員の構成が、情報公表事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであることを確認する必要がある。</p> <p>具体的には、当該法人の構成員として、介護サービスを現に提供する事業者の役員等が多くを占めるために、情報公表事務の実施に当たり、特定の公表対象事業者の意思が影響を及ぼすことがないかといった観点から、次のような事項の確認、必要な措置を講ずべき旨の指導等を行うことが適当である。</p> <p>ア～ウ（略）</p> <p>(3)（略）</p> <p>2 指定調査機関 (1) 基本的考え方 都道府県知事が指定調査機関の指定を行うに当たっては、調査事務（法第115条の36第1項に規定する調査事</p>	<p>けて行うものであること、また、法第115条の36第3項の規定に基づき準用する法第115条の30第3項の規定に基づく情報公表事務手数料を納めさせ、その収入とすることができること等を踏まえ、当該事務の実施に当たっては、公正かつ適確な情報公表事務の実施等に留意するとともに、特に、特定の事業者に偏ることのない中立・公正な情報公表事務が実施される必要がある。</p> <p>(2) 指定を受ける法人の中立性・公平性の確保 指定情報公表センターの指定を受けようとする法人の審査に当たっては、政令第37条の11の規定に基づき準用する介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第37条の3第3号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の36第2項の規定を踏まえ、法人の役員、法人の種類に応じた構成員又は職員の構成が、情報公表事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであることを確認する必要がある。</p> <p>具体的には、当該法人の構成員として、介護サービスを現に提供する事業者の役員等が多くを占めるために、情報公表事務の実施に当たり、特定の公表対象事業者の意思が影響を及ぼすことがないかといった観点から、次のような事項の確認、必要な措置を講ずべき旨の指導等を行うことが適当である。</p> <p>ア～ウ（略）</p> <p>(3)（略）</p> <p>2 指定調査機関 (1) 基本的考え方 都道府県知事が指定調査機関の指定を行うに当たっては、調査事務（法第115条の30第1項に規定する調査事</p>

改正後	現行
<p>務をいう。以下同じ。)が効率的かつ適確に行われるよう、適切に必要な数を見込み指定を行う必要がある。</p> <p>また、指定調査機関が行う調査事務は、都道府県知事の自治事務について、都道府県知事の指定を受けて行うものであること、また、法第115条の3第3項の規定に基づく調査事務手数料を納めさせ、その収入とすることができること等を踏まえ、当該事務の実施に当たっては、公正かつ適確な調査事務の実施等に留意するとともに、特に、特定の事業者に偏ることのない中立・公正な調査事務が実施される必要がある。</p> <p>(2) 指定を受ける法人の中立性・公平性の確保</p> <p>指定調査機関の指定を受けようとする法人の審査に当たっては、政令第37条の3第3号及び省令第140条の5第2項の規定を踏まえ、法人の役員、法人の種類に応じた構成員又は職員の構成が、調査事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであることを確認する必要がある。</p> <p>具体的には、当該法人の構成員として、当該法人が調査を行おうとする介護サービス(以下「調査対象サービス」という。)を現に提供する事業者の役員等が多くを占めるために、調査事務の実施に当たり、特定の公表対象事業者の意思が影響を及ぼすことがないかといった観点から、次のような事項の確認、必要な措置を講ずべき旨の指導等を行うことが適当である。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 調査員</p> <p>(1) 調査員の確保</p> <p>都道府県は、介護サービスの種類ごとの公表対象事業所数、都道府県自らの調査実施体制、介護サービスの種類ご</p>	<p>務をいう。以下同じ。)が効率的かつ適確に行われるよう、適切に必要な数を見込み指定を行う必要がある。</p> <p>また、指定調査機関が行う調査事務は、都道府県知事の自治事務について、都道府県知事の指定を受けて行うものであること、また、法第115条の3第3項の規定に基づく調査事務手数料を納めさせ、その収入とすることができること等を踏まえ、当該事務の実施に当たっては、公正かつ適確な調査事務の実施等に留意するとともに、特に、特定の事業者に偏ることのない中立・公正な調査事務が実施される必要がある。</p> <p>(2) 指定を受ける法人の中立性・公平性の確保</p> <p>指定調査機関の指定を受けようとする法人の審査に当たっては、政令第37条の3第3号及び省令第140条の3第2項の規定を踏まえ、法人の役員、法人の種類に応じた構成員又は職員の構成が、調査事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであることを確認する必要がある。</p> <p>具体的には、当該法人の構成員として、当該法人が調査を行おうとする介護サービス(以下「調査対象サービス」という。)を現に提供する事業者の役員等が多くを占めるために、調査事務の実施に当たり、特定の公表対象事業者の意思が影響を及ぼすことがないかといった観点から、次のような事項の確認、必要な措置を講ずべき旨の指導等を行うことが適当である。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 調査員</p> <p>(1) 調査員の確保</p> <p>都道府県は、介護サービスの種類ごとの公表対象事業所数、都道府県自らの調査実施体制、介護サービスの種類ご</p>

改正後	現行
<p>との指定調査機関数や所属調査員数等を踏まえ、必要な調査員数を適切に見込み、必要数を計画的に養成し確保する必要がある。</p> <p>調査員は、政令第37条の7第1項に規定されたとおり、都道府県知事又はその指定する者が省令第140条の<u>5</u>の規定に基づいて行う研修（以下「調査員養成研修」という。）の課程を修了し、都道府県知事が作成する調査員名簿に登録される必要がある。当該名簿には、調査員養成研修修了者の氏名、住所及び調査員養成研修の受講の開始年月日及び修了年月日を記載するものとする。また、当該登録は、1つの介護サービスの種類に係る研修の課程を修了することをもって行うものとし、他の介護サービスの種類ごとの研修の課程を修了するごとに、当該登録内容の追加変更を行うものとする。</p> <p>なお、介護サービスの種類ごとに行う調査員養成研修において、調査員養成研修を修了した介護サービスが属する次の区分に属する他の介護サービスについても、調査員養成研修のすべての課程を修了したものとみなすことができることや、①、⑤、⑦及び⑪の各区分において、それぞれ当該各区分内に掲げるいずれかの介護サービスに係る講義を修了した者については、⑨及び⑩に掲げる介護サービスに係る講義を修了したとみなすことができることに留意する。</p> <p>また、調査員は、法第115条の<u>3</u><u>5</u>第2項の規定に基づいて都道府県知事が行う調査の場合は都道府県の職員であり、法第115条の<u>3</u><u>7</u>第1項の規定に基づいて指定調査機関が行う調査の場合は、指定調査機関の職員となり、個人が調査事務を行うことは想定していない。</p> <p>〈区分〉（略）</p> <p>(2) 指定調査員養成研修機関 都道府県知事は、調査員養成研修を自ら実施するほか、</p>	<p>との指定調査機関数や所属調査員数等を踏まえ、必要な調査員数を適切に見込み、必要数を計画的に養成し確保する必要がある。</p> <p>調査員は、政令第37条の7第1項に規定されたとおり、都道府県知事又はその指定する者が省令第140条の<u>4</u><u>1</u>の規定に基づいて行う研修（以下「調査員養成研修」という。）の課程を修了し、都道府県知事が作成する調査員名簿に登録される必要がある。当該名簿には、調査員養成研修修了者の氏名、住所及び調査員養成研修の受講の開始年月日及び修了年月日を記載するものとする。また、当該登録は、1つの介護サービスの種類に係る研修の課程を修了することをもって行うものとし、他の介護サービスの種類ごとの研修の課程を修了するごとに、当該登録内容の追加変更を行うものとする。</p> <p>なお、介護サービスの種類ごとに行う調査員養成研修において、調査員養成研修を修了した介護サービスが属する次の区分に属する他の介護サービスについても、調査員養成研修のすべての課程を修了したものとみなすことができることや、①、⑤、⑦及び⑪の各区分において、それぞれ当該各区分内に掲げるいずれかの介護サービスに係る講義を修了した者については、⑨及び⑩に掲げる介護サービスに係る講義を修了したとみなすことができることに留意する。</p> <p>また、調査員は、法第115条の<u>2</u><u>9</u>第2項の規定に基づいて都道府県知事が行う調査の場合は都道府県の職員であり、法第115条の<u>3</u><u>1</u>第1項の規定に基づいて指定調査機関が行う調査の場合は、指定調査機関の職員となり、個人が調査事務を行うことは想定していない。</p> <p>〈区分〉（略）</p> <p>(2) 指定調査員養成研修機関 都道府県知事は、調査員養成研修を自ら実施するほか、</p>

改正後	現行
<p>当該研修の効率的かつ円滑な実施に資するため、その指定する者（以下「指定調査員養成研修機関」という。）に行わせることができるものである。</p> <p>指定調査員養成研修機関の指定に当たっては、政令第37条の7第4項の規定に基づくとともに、省令第140条の5.5に規定される調査員養成研修の目的、内容、介護サービスの種類ごとに厚生労働大臣が定める基準（平成18年3月31日厚生労働省告示第267号。）を満たす課程等の遵守、適切な講師の確保状況等を確認し、適切な法人を指定する必要がある。</p> <p>Ⅲ 介護サービス情報の公表制度の実施方法等</p> <p>1 情報の公表を行う介護サービスの種類</p> <p>情報の公表を行う介護サービスは、省令第140条の4.3第1項に規定される訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護（省令第14条第4号に掲げる診療所に係るものを除く。）、特定施設入居者生活介護（養護老人ホームに係るものを除く。）、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護（養護老人ホームに係るものを除く。）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、居宅介護支援、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス（介護療養型医療施設の入院患者の定員が8人以下である病院又は診療所に係るものを除く。）、介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護（省令第22条の14第4号に掲げる診療所に係るものを除く。）、介護</p>	<p>当該研修の効率的かつ円滑な実施に資するため、その指定する者（以下「指定調査員養成研修機関」という。）に行わせることができるものである。</p> <p>指定調査員養成研修機関の指定に当たっては、政令第37条の7第4項の規定に基づくとともに、省令第140条の4.1に規定される調査員養成研修の目的、内容、介護サービスの種類ごとに厚生労働大臣が定める基準（平成18年3月31日厚生労働省告示第267号。）を満たす課程等の遵守、適切な講師の確保状況等を確認し、適切な法人を指定する必要がある。</p> <p>Ⅲ 介護サービス情報の公表制度の実施方法等</p> <p>1 情報の公表を行う介護サービスの種類</p> <p>情報の公表を行う介護サービスは、省令第140条の2.9第1項に規定される訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護（省令第14条第4号に掲げる診療所に係るものを除く。）、特定施設入居者生活介護（養護老人ホームに係るものを除く。）、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護（養護老人ホームに係るものを除く。）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、居宅介護支援、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス（介護療養型医療施設の入院患者の定員が8人以下である病院又は診療所に係るものを除く。）、介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護（省令第22条の14第4号に掲げる診療所に係るものを除く。）、介護</p>

改正後	現行
<p>予防特定施設入居者生活介護（養護老人ホームに係るものを除く。）、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護である。また、省令第140条の4.3第2項に規定されるとおり、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション及び介護予防短期入所療養介護（以下「訪問看護等」という。）のうち、法第71条第1項本文の規定により居宅サービスに係る法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた病院等、法第72条第1項本文の規定により居宅サービスに係る法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設若しくは介護療養型医療施設、又は法第115条の1.1において準用する法第71条第1項本文及び法第72条第1項本文の指定があったものとみなされた病院等、介護老人保健施設若しくは介護療養型医療施設であって、指定があったものとみなされた日から起算して1年を経過しない者によって行われる訪問看護等については、法第115条の3.5第1項の厚生労働省令で定めるサービスとしない。</p> <p>ただし、平成21年4月1日に現に通所リハビリテーションに係る法第41条第1項本文又は介護予防通所介護リハビリテーションに係る法第53条第1項本文の指定を受けている病院等の開設者であって、その後において法第71条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者とみなされた者又は法第115条の10において準用する法第71条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者とみなされた者については、前段の省令第140条の4.3第2項の規定は適用しない。</p> <p>なお、次の各区分において、二つ以上の介護サービスを一体的に運営している場合には、各区分における介護サービス</p>	<p>予防特定施設入居者生活介護（養護老人ホームに係るものを除く。）、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護である。また、省令第140条の2.9第2項に規定されるとおり、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション及び介護予防短期入所療養介護（以下「訪問看護等」という。）のうち、法第71条第1項本文の規定により居宅サービスに係る法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた病院等、法第72条第1項本文の規定により居宅サービスに係る法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設若しくは介護療養型医療施設、又は法第115条の1.0において準用する法第71条第1項本文及び法第72条第1項本文の指定があったものとみなされた病院等、介護老人保健施設若しくは介護療養型医療施設であって、指定があったものとみなされた日から起算して1年を経過しない者によって行われる訪問看護等については、法第115条の2.9第1項の厚生労働省令で定めるサービスとしない。</p> <p>ただし、平成21年4月1日に現に通所リハビリテーションに係る法第41条第1項本文又は介護予防通所介護リハビリテーションに係る法第53条第1項本文の指定を受けている病院等の開設者であって、その後において法第71条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者とみなされた者又は法第115条の10において準用する法第71条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者とみなされた者については、前段の省令第140条の2.9第2項の規定は適用しない。</p> <p>なお、次の各区分において、二つ以上の介護サービスを一体的に運営している場合には、各区分における介護サービス</p>

改正後	現行
<p>の公表内容の多くが共通であることから、介護サービス事業所、指定情報公表センター及び指定調査機関の事務負担等に配慮し、一体的に報告及び調査を実施するものとする。</p> <p>また、この通知において、各区分において平成19年度までに情報の公表の対象となっている各指定居宅サービス、指定居宅介護支援、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス又は介護療養施設サービスや、小規模多機能型居宅介護又は認知症対応型共同生活介護を「主たるサービス」という。</p> <p>〈一体的な報告・調査を行うサービス区分（調査票様式）〉</p> <p>①～⑨（略）</p> <p>⑩福祉用具貸与＋特定福祉用具販売＋介護予防福祉用具貸与＋特定介護予防福祉用具販売</p> <p>⑪～⑯（略）</p> <p>2 介護サービス情報の具体的内容</p> <p>法第115条の35第1項の規定に基づいて、省令第140条の45に規定する別表第1及び別表第2に掲げる項目に関する具体的内容は、それぞれ、別添1基本情報及び別添2調査情報のおりとし、別添1基本情報及び別添2調査情報の記載要領は、別添3のおりとする。</p> <p>3（略）</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) 計画の内容</p> <p>計画の内容は、省令第140条の48、第140条の52及び第140条の60の規定を踏まえ、次のとおりとする。</p> <p>ア～イ（略）</p> <p>ウ 報告の対象となる事業者</p> <p>法第115条の35第1項に規定されるとおり、新た</p>	<p>の公表内容の多くが共通であることから、介護サービス事業所、指定情報公表センター及び指定調査機関の事務負担等に配慮し、一体的に報告及び調査を実施するものとする。</p> <p>また、この通知において、各区分において平成19年度までに情報の公表の対象となっている各指定居宅サービス、指定居宅介護支援、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス又は介護療養施設サービスや、小規模多機能型居宅介護又は認知症対応型共同生活介護を「主たるサービス」という。</p> <p>〈一体的な報告・調査を行うサービス区分（調査票様式）〉</p> <p>①～⑨（略）</p> <p>⑩福祉用具貸与＋特定福祉用具販売＋介護予防福祉用具販売＋特定介護予防福祉用具販売</p> <p>⑪～⑯（略）</p> <p>2 介護サービス情報の具体的内容</p> <p>法第115条の29第1項の規定に基づいて、省令第140条の31に規定する別表第1及び別表第2に掲げる項目に関する具体的内容は、それぞれ、別添1基本情報及び別添2調査情報のおりとし、別添1基本情報及び別添2調査情報の記載要領は、別添3のおりとする。</p> <p>3（略）</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) 計画の内容</p> <p>計画の内容は、省令第140条の34、第140条の38及び第140条の46の規定を踏まえ、次のとおりとする。</p> <p>ア～イ（略）</p> <p>ウ 報告の対象となる事業者</p> <p>法第115条の29第1項に規定されるとおり、新た</p>

改正後	現行
<p>に介護サービスの提供を開始しようとする事業者については、介護サービスの提供を開始しようとするときに報告の対象となるとともに、同法同条同項並びに省令第140条の4第1号に規定されるところ、計画の基準日前の1年間において、介護報酬の支払いを受けた金額が100万円を超える事業者が報告の対象となるものである。</p> <p>なお、計画の基準日前の1年間において、事業者がⅢの1に定める各区分内において、二つ以上のサービスを一体的に運営している場合には、各区分のいずれのサービスについても介護報酬の支払いを受けた金額が100万円を超えない場合を除き、報告の対象となる。</p> <p>また、当該介護報酬支払額の把握に当たっては、介護サービス事業者ごとに、次のような情報を把握して実施することが適切と考えられるので、各都道府県国民健康保険団体連合会と連携するなどにより、適切に実施されたい。</p> <p>ただし、特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売については、基本的に各都道府県国民健康保険団体連合会において支払い実績額を把握していないことから、その把握については、都道府県の実情等に応じて適切に実施されたい。</p> <p>①～⑦（略）</p> <p>エ 事業者ごとの報告の提出先及び提出期限</p> <p>事業者ごとに、調査を行う月等を勘案し、都道府県知事又は指定情報公表センター（以下「指定情報公表センター等」という。）に対する報告の提出期限を定める。当該提出期限は、計画の基準日以降計画の期間内において、各都道府県の実情に応じて適宜定めるものとする。</p> <p>また、新たに介護サービスの提供を開始しようとする事業者については、介護サービスの提供を開始しようと</p>	<p>に介護サービスの提供を開始しようとする事業者については、介護サービスの提供を開始しようとするときに報告の対象となるとともに、同法同条同項並びに省令第140条の3第1号に規定されるところ、計画の基準日前の1年間において、介護報酬の支払いを受けた金額が100万円を超える事業者が報告の対象となるものである。</p> <p>なお、計画の基準日前の1年間において、事業者がⅢの1に定める各区分内において、二つ以上のサービスを一体的に運営している場合には、各区分のいずれのサービスについても介護報酬の支払いを受けた金額が100万円を超えない場合を除き、報告の対象となる。</p> <p>また、当該介護報酬支払額の把握に当たっては、介護サービス事業者ごとに、次のような情報を把握して実施することが適切と考えられるので、各都道府県国民健康保険団体連合会と連携するなどにより、適切に実施されたい。</p> <p>ただし、特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売については、基本的に各都道府県国民健康保険団体連合会において支払い実績額を把握していないことから、その把握については、都道府県の実情等に応じて適切に実施されたい。</p> <p>①～⑦（略）</p> <p>エ 事業者ごとの報告の提出先及び提出期限</p> <p>事業者ごとに、調査を行う月等を勘案し、都道府県知事又は指定情報公表センター（以下「指定情報公表センター等」という。）に対する報告の提出期限を定める。当該提出期限は、計画の基準日以降計画の期間内において、各都道府県の実情に応じて適宜定めるものとする。</p> <p>また、新たに介護サービスの提供を開始しようとする事業者については、介護サービスの提供を開始しようと</p>

改正後	現行
<p>するときに報告するものであるが、その提出期限については、情報公表事務を円滑に行う観点から、介護サービスの提供を開始する日の2週間前までとする旨を定めることが適当である。なお、介護サービスの種類ごとに、省令第140条の4.3の規定の施行日から2週間以内に新たに当該介護サービスの提供を開始しようとする事業者等については、当該規定の施行日から1月以内を提出期限とするなど一定の経過措置を設けることとして差し支えない。</p> <p>オ～コ（略）</p> <p>(5)（略）</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 是正命令をうけた事業者に係る介護サービス情報の取扱い</p> <p>都道府県知事から、法第115条の3.5第4項の規定に基づく報告、報告の内容の是正又は調査を命じられた事業者に係る介護サービス情報については、都道府県知事の指示により、調査又は公表を行うこと。</p> <p>(6)～(7)（略）</p> <p>4（略）</p> <p>(1)及び(2)（略）</p> <p>(3) 報告の内容</p> <p>計画の基準日前の1年間において、介護報酬の支払いを受けた金額が100万円を超える事業者については、省令第140条の4.5の規定及び本通知に基づき、別添1基本情報及び別添2調査情報を報告することとなる。</p> <p>これら基本情報及び調査情報は、原則として、各介護サービス毎に報告するものであるが、Ⅲの1に定める各区分内において一体的に運営されているサービスの調査情報については、同一の事業者による取組であり、基本的に全て</p>	<p>するときに報告するものであるが、その提出期限については、情報公表事務を円滑に行う観点から、介護サービスの提供を開始する日の2週間前までとする旨を定めることが適当である。なお、介護サービスの種類ごとに、省令第140条の2.9の規定の施行日から2週間以内に新たに当該介護サービスの提供を開始しようとする事業者等については、当該規定の施行日から1月以内を提出期限とするなど一定の経過措置を設けることとして差し支えない。</p> <p>オ～コ（略）</p> <p>(5)（略）</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 是正命令をうけた事業者に係る介護サービス情報の取扱い</p> <p>都道府県知事から、法第115条の2.9第4項の規定に基づく報告、報告の内容の是正又は調査を命じられた事業者に係る介護サービス情報については、都道府県知事の指示により、調査又は公表を行うこと。</p> <p>(6)～(7)（略）</p> <p>4（略）</p> <p>(1)及び(2)（略）</p> <p>(3) 報告の内容</p> <p>計画の基準日前の1年間において、介護報酬の支払いを受けた金額が100万円を超える事業者については、省令第140条の3.1の規定及び本通知に基づき、別添1基本情報及び別添2調査情報を報告することとなる。</p> <p>これら基本情報及び調査情報は、原則として、各介護サービス毎に報告するものであるが、Ⅲの1に定める各区分内において一体的に運営されているサービスの調査情報については、同一の事業者による取組であり、基本的に全て</p>

改正後	現行
<p>のサービスについて共通しているという考え方を前提として、原則主たるサービスについて報告を行い、その他のサービスについては、主たるサービスの報告をもって報告を行ったものとみなす。</p> <p>また、新たに介護サービスの提供を開始しようとする事業者については、別添 1 基本情報を報告することとなる。</p> <p>5～7 (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 基本的な対応</p> <p>a 基本情報</p> <p>基本情報に関する苦情については、指定情報公表センター等から事業者に対する照会等を行い、適切な説明が得られた場合は、事業者又は指定情報公表センター等から利用者に対する説明を行うことが適当である。また、この場合、基本情報の訂正が必要な場合は、事業者から基本情報の訂正の報告を受けて、速やかに訂正するものとする。</p> <p>適切な説明が得られなかった場合は、指定情報公表センターは都道府県知事に報告し、都道府県知事が、介護保険法第 115 条の <u>35</u> 第 4 項の規定に基づく報告の内容の是正命令等の対応について検討することが適当である。</p> <p>b 調査情報</p> <p>調査情報に関する苦情については、指定情報公表センター等は、都道府県の調査員又は指定調査機関</p>	<p>のサービスについて共通しているという考え方を前提として、原則主たるサービスについて報告を行い、その他のサービスについては、主たるサービスの報告をもって報告を行ったものとみなす。</p> <p>また、新たに介護サービスの提供を開始しようとする事業者については、別添 1 基本情報を報告することとなる。</p> <p>5～7 (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 基本的な対応</p> <p>a 基本情報</p> <p>基本情報に関する苦情については、指定情報公表センター等から事業者に対する照会等を行い、適切な説明が得られた場合は、事業者又は指定情報公表センター等から利用者に対する説明を行うことが適当である。また、この場合、基本情報の訂正が必要な場合は、事業者から基本情報の訂正の報告を受けて、速やかに訂正するものとする。</p> <p>適切な説明が得られなかった場合は、指定情報公表センターは都道府県知事に報告し、都道府県知事が、介護保険法第 115 条の <u>29</u> 第 4 項の規定に基づく報告の内容の是正命令等の対応について検討することが適当である。</p> <p>b 調査情報</p> <p>調査情報に関する苦情については、指定情報公表センター等は、都道府県の調査員又は指定調査機関</p>

改正後	現行
<p>を通じて事業者に対する照会、再調査等を行い、適切な説明が得られた場合は、事業者又は指定情報公表センター等から利用者に対する説明を行うことが適当である。また、この場合、調査情報の訂正が必要な場合は、事業者から調査情報の訂正の報告を受けて、速やかに訂正するものとする。</p> <p>適切な説明が得られなかった場合は、指定情報公表センターは都道府県知事に対して報告し、都道府県知事が、法第115条の3第4項の規定に基づく報告の内容の是正命令等の対応について検討することが適当である。</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(ア) 及び (イ) (略)</p> <p>(ウ) 同意を得ることが困難な場合</p> <p>(ア) 及び (イ) の対応において同意を得ることが困難な場合は、指定調査機関及び指定情報公表センターは都道府県知事に対して経過等必要な情報を報告し、都道府県知事が、法第115条の3第4項の規定に基づく報告の内容の是正命令等の対応について検討することが適当である。</p> <p>(エ) (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>9 (略)</p>	<p>を通じて事業者に対する照会、再調査等を行い、適切な説明が得られた場合は、事業者又は指定情報公表センター等から利用者に対する説明を行うことが適当である。また、この場合、調査情報の訂正が必要な場合は、事業者から調査情報の訂正の報告を受けて、速やかに訂正するものとする。</p> <p>適切な説明が得られなかった場合は、指定情報公表センターは都道府県知事に対して報告し、都道府県知事が、法第115条の2第4項の規定に基づく報告の内容の是正命令等の対応について検討することが適当である。</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(ア) 及び (イ) (略)</p> <p>(ウ) 同意を得ることが困難な場合</p> <p>(ア) 及び (イ) の対応において同意を得ることが困難な場合は、指定調査機関及び指定情報公表センターは都道府県知事に対して経過等必要な情報を報告し、都道府県知事が、法第115条の2第4項の規定に基づく報告の内容の是正命令等の対応について検討することが適当である。</p> <p>(エ) (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>9 (略)</p>